規 則

埼 玉 自 転 車 競走 電 話投票実 施 規 則 \mathcal{O} 部 を改 正 する 規 則 をここに 公布す

平 成三十 年三月二十三 日

玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県 規則 第五

埼玉 県自転車 競走電話投票実施 規 則 \mathcal{O} 部 を改正 立する規

第 埼 玉 一県自転 車 競走電話投 票実施規 則 昭昭 和六十二年埼玉県規 則 第 八 +

 \mathcal{O} 部を次 0) よう に改 正する

次 中 第十 条」 を 第十 __ 条 \mathcal{O} 五. に 改 \otimes る

第 一条 中 「平成二十二年埼玉 県 規 別第八 + 五号」 0) 下 に \neg 以 下 電子 決 済 投

規則 لح いう。 を 加 える

第四 第五号を第六号と 第二 号 か ら 第四 号ま で を _ 号 ず 0 繰 り 下 げ

号 \mathcal{O} 次に 次 の一号を 加 える。

電子決済投票規 則第六条の二第 -- 項 又 は第六条の三第一 項 \mathcal{O} 規定に ょ n 電

子 決 済投票を停止 され て いる者

+一条 第一項第七 号 中 $\overline{}$ 年 間 \mathcal{O} 下 に \neg 次 条 第 項、 第 + 条 \mathcal{O} 三 第

項、 第十 一条の 四第一 項又は第十一条 \mathcal{O} Ŧī. 第 項 \mathcal{O} 規定 ょ り 電 話投票を停

れ 7 1 る期 間 を除 を加 える。

第二章に 次 0 四条 を 加える。

(本人の 申 出 によ る 電話投票 \mathcal{O} 停 止

第 + 8 一条の るところに 自己 ょ ŋ 当 \mathcal{O} 該措 電話投票 置を 申 \mathcal{O} 停 出 止 た \mathcal{O} 場 措 合 置 に を希望す は、 知 事 る 加 は 入 者が 当 該 加 入 知 者 事 が \mathcal{O} 別 話 に 定

票を停止 することが できる。

2 前 項の 規定に ょ る 申出を行 9 た 加 入 者 が 知 事 が 别 に 定 \otimes るところ に り 雷

話投票の 停 止の 措置 \mathcal{O} 解除を 申 し出た場 合 12 は 知 事 は 当 該 加 入 者 \mathcal{O} 電 話 投

 \mathcal{O} 停 止 \mathcal{O} 措置 を 解 除 するも \mathcal{O} とする

(家 旅の 申 出 に ょ る 電話投票 \mathcal{O} 停止)

第 + _ 条の \equiv 車 券 \mathcal{O} 購 入 に \mathcal{O} \Diamond り 込む とに り 本 人 及 び その 家族 \mathcal{O} 日 活

又は 社会生活に 支障 が生じ 7 11 、る状態 以 下 「ギ t ブ ル 依存」 لح 11 . う。

加入 八者又は そ \mathcal{O} おそ れ が あ る と思われ る 加 入者に 0 て、当該加 入者 \mathcal{O} 家族(当

加 入者と同居 す る 親 族 (成 年 に 達 L た者 に 限 る 及 び 知 事 が 特 に 認 8 た

う。 が 知 事 が 別 に 定 8 るところ に ょ り 当 該 加 入者 \mathcal{O} 電 話投 票 \mathcal{O} 停 \mathcal{O}

出 た 場 合 は 知 事 は 当 該 加 入 者 \mathcal{O} 電 話 投 (票を停 止 す Ź こことが 7

きる

投票 \mathcal{O} ブ 項 停 ろ \mathcal{O} 止 依 \mathcal{O} 存 定 措 又 ŋ 置 は そ を ŋ 解 措 \mathcal{O} 除 お 置 そ す \mathcal{O} る れ ŧ が 除 \mathcal{O} のとする 解 を申 消さ 止 \mathcal{O} れ 出 たと た 場合 を受 認 け に \otimes る は た لح 加 き 知 入者 は、 事 は が 当 当該 該 加 事 入 加 が 入 别 者 者 \mathcal{O} に 定 電 \mathcal{O} 話 ギ 8

他 \mathcal{O} 措 置 を受け た 加 入 者 対 す る措 置

項 +者 \mathcal{O} \mathcal{O} --- 電話 規定に 投票 兀 ょ を停 り 知 電子 事 止 は することが 決済投票 電子 決 を停 済 できる 投 票規 止 した者が 則第六 条 加 入 \mathcal{O} 者で 第 あ __ る場合 項 又 は 第 に は、 六 当 \mathcal{O} 該 三 加 入

2 項 \mathcal{O} り 知 規 前 事 定 は 項 12 に規定す よる 電子決 電 話 る 済 投票規 投票 加 入 者 \mathcal{O} 則 停 \mathcal{O} 電子 第六 止 \mathcal{O} 措置を · 決済投 条 の二第二 解 票 除 \mathcal{O} 停 す 項 るも 止 又 は \mathcal{O} 第六 \mathcal{O} 措 とする 置 を解 条 \mathcal{O} 三第 除 したとき 二項 \mathcal{O} 規 定 前

第 場合に + が した者 本 限 条の る。 人又は は 五. が 当該 その 県 が 知 実施 家族 事 加 は 入 する 者 \mathcal{O} 法第 申出 \mathcal{O} 自転 電話 に . 基 づ 条第五項に 車競走に係 投票を停 き電話 止 投票 規定する競輪施行者 る電話投票 することが 次を停止 0) で L きる。 7 停止を希望 11 、る者が ただし、 绮 玉県を除 L 加 入者で て 当 V) る 該 場合 あ 申 出

第二条 2 た 知 埼 とき 事 玉 は 県 は 自 競 輪施 転 前 項 車 競 \mathcal{O} 行 規定に 走電話投 者 が 前 ょ 項 る電 票実施規 12 規 話投 定す 則 票 る \mathcal{O} 加 \mathcal{O} 停 _ 入 部を 止 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 措 次 電 置 0 話 ょ を 投 解除 うに 票 \mathcal{O} 改正 す 停 る 止 する ŧ \mathcal{O} の と 置 する。

第 条中 昭 和三十 八年埼 玉 県 規 則第二十 八 号」 \mathcal{O} 下 に 以 下 実施 規 則

と 1 . う。 加 え

 \mathcal{O} 兀 次に 次 第 六 0 号を 一号 を 第 加 七 え 号 لح 第二 号 カュ 6 第 Ŧī. 号 ま で を __ 号 ず 0 繰 ŋ 下 げ 第

止 実施 さ れ 規則第六十 て 11 る者 条 の二第 _ 項 又 は 第 六 +条 \mathcal{O} 三 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ n 入 を

に 条 同条第二 六十 の三第二項 +輪場 項中 の 三 \mathcal{O} 文は 第 兀 第一 知 __ \mathcal{O} 事 項 入 場禁 を加え、 項 は \mathcal{O} 規定に 中 _ 止 0) 知 \mathcal{O} 措 下 ょ 事 又は」 置 に り は 競輪場 又 実施規 は _ を \mathcal{O}) 「若 を 等 下 則 加 \sim 12 第 え \mathcal{O} 六 入 < 実 八場を禁 + は 施 規 条の二第二 則 に 改 止 第 \otimes した 六 + 項若 者及 条 加 \mathcal{O} び 二第 入 者 を は \mathcal{O} _ 第六十 加 項 え \mathcal{O} 又 下 は

則

年 \mathcal{O} 月 則 日 は カュ 平 6 施 成 三十 行 す 年 兀 月 __ 日 カュ 5 施 行 す る。 ただ 第二 条 \mathcal{O} 改 正 一規定 は